

第7章 多摩地区の水道

1 都営水道26市町の水道事業の現況

(1) 都営一元化と事務委託解消

多摩地区の25市町の水道事業は、「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」（昭和46年12月策定）に基づき都営一元化され、直接住民に関係する水道業務は各市町に事務委託されてきた。

しかし、この制度では広域水道としてのメリットが十分に発揮されないため、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定し、順次事務委託の解消と業務の都への移行を進めてきた。

その結果、平成23年度末には、25市町への事務委託を完全に解消し、多摩地区水道は名実ともに都営水道として新たな歩みを始めた。

なお、奥多摩町の水道事業については、事務委託を行わず、平成22年4月1日に都営一元化した。

表2-17 都営水道26市町及び多摩ニュータウンの事業現況

(令和5年3月末現在)

事務委託 解消年度	都営一元化 年 月 日	市 町 名	給水区域 面 積 (k m ²)	給水区域 内 人 口 (人)	給水人口 (人)	給 水 普及率 (%)	給水件数 (件)
平成16年度	昭和48.11.1	武蔵村山市	14.38	70,433	70,433	100	33,574
17年度	49.6.1	多摩市	20.62	147,683	147,683	100	79,001
18年度	48.11.1	瑞穂町	14.73	33,084	33,084	100	16,441
	48.11.1	小平市	20.46	188,665	188,665	100	100,483
	50.9.1	東大和市	13.54	84,522	84,522	100	41,654
	50.9.1	府中市	29.34	257,534	257,534	100	137,372
	50.9.1	東久留米市	12.92	116,171	116,171	100	56,432
19年度	48.11.1	狛江市	6.39	80,083	80,083	100	46,138
	49.6.1	小金井市	11.33	120,580	120,580	100	69,148
	50.2.1	日野市	27.53	182,123	182,123	100	98,501
	50.2.1	東村山市	17.17	151,934	151,934	100	75,953
	(注3)	清瀬市	10.19	74,296	74,296	100	37,912
	(注4)	あきる野市	35.18	80,916	80,916	100	37,546
	51.2.1	西東京市	15.85	198,882	198,882	100	105,984
	51.2.1	日の出町	13.51	17,080	17,080	100	7,542
20年度	50.2.1	町田市	71.64	428,527	428,491	100	212,848
	51.2.1	国分寺市	11.48	121,872	121,872	100	70,707
	51.2.1	福生市	6.92	58,323	58,323	100	32,204
	57.4.1	八王子市	125.50	578,770	578,714	100	299,031
	50.2.1	立川市	24.20	179,316	179,316	100	103,619
21年度	50.2.1	国立市	8.15	75,190	75,190	100	43,724
	52.4.1	青梅市	35.30	137,007	136,978	100	66,066
	平成12.4.1	調布市	21.53	226,099	226,099	100	132,031
23年度	昭和49.6.1	稲城市	16.45	86,661	86,661	100	44,505
	平成14.4.1	三鷹市	16.50	186,842	186,842	100	104,086
(注1)	平成22.4.1	奥多摩町	11.21	5,361	5,360	100	2,987
(注2)		多摩ニュータウン	(25.52)	(186,698)	(186,698)	(100)	(133,188)
26市町合計			612.02	3,887,954	3,887,832	100	2,055,489

(注1) 奥多摩町については、平成22年4月に都営水道に統合したが、事務委託は行っていない。

(注2) 多摩ニュータウンは、八王子市、多摩市、稲城市及び町田市に含まれており、()内に内書き表示。

(注3) 平成7年9月1日付で秋川市と五日市町が合併し、あきる野市となった。秋川市は昭和50年9月1日、五日市町は昭和51年2月1日に都営一元化。

(注4) 平成13年1月21日付で田無市と保谷市が合併し、西東京市となった。保谷市は昭和49年6月1日、田無市は昭和50年2月1日に都営一元化。

(2) 都移行業務の執行体制

事務委託解消により市町から都に移行された業務については、多摩お客さまセンター及びサービスステーションを開設するなどして、都としての執行体制を整えるとともに、政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な事業運営を目指している。